

綾部市への、避難と再稼働にかんする申し入れ報告

**綾部市は 2 月 5 日、高浜再稼働前の住民説明会を京都府経由で規制庁に要請！
綾部市民は、関電との安全協定締結前に住民説明会、パブコメを求める！！**

日時：2月5日(木) 午前10時半から12時

参加：綾部市民有志7名（南相馬からの避難者を含む）

原発なしで暮らしたい丹波の会

避難計画を案ずる関西連絡会（京都1名、大阪1名、兵庫4名）計14名

応対：綾部市2名（総務課防災担当の高橋課長、出口課員）



始めに住民の側から、子育て中の母親として、原発事故から子どもたちを守ってほしいという強い思いを訴えた後、13項目の質問を読み上げて回答を受け、項目ごとに質疑に入りました。申し入れ書はあらかじめ担当課に送り、市長見解をもって申し入れに臨むことを確認したものです。

UPZ（30キロ圏）に入る綾部市は、関西広域連合の国への申し入れ7項目は、かねてから綾部市が要請してきたことであり賛同するとしながら、関西電力との同意権なき安全協定については、立地自治体に準じた内容であり隣接自治体より前進したとし、両者の整合性を問う質問には明快な答えがありませんでした。

住民からは、安全協定を締結してからの説明ではなく、締結前に住民の声を聞くべきだと、説明会やパブコメを求める発言が繰り返され、あらためて市長回答を求めました。

福井県に隣接する奥・中上林地区は、京都府のSPEPEDIによる汚染予測では500mSvを超えて被ばくします。前回の申し入れで綾部市は「府道1号線が家屋倒壊などによって塞がれ、奥上林地区の住民が避難できないかもしれない」と回答しながら、道路の改修やバイパス化はその後手付かずであり、避難できない住民がいるのに避難計画ができたというのは棄民ではないかと質しました。

3・11事故前に綾部に移住し、原発から14キロの近さで暮らす市民は、事故が起きたら取り残される。再稼働に絶対反対してほしいと訴えました。

綾部市は、申し入れ当日の5日朝、住民説明会を開催するよう、京都府を通して規制庁に要請したと発言。30キロ圏での住民説明会開催に先鞭をつけたことを出席者が評価しました。

同じ5日、京都府知事は記者会見で「府と30キロ圏7市町で構成する地域協議会」への説明を規制委員会と関電に求めています。綾部市が規制委員会に求めたのは、住民への説明会です。

人口3万の綾部市では、市職員と市民は顔なじみであり、空き家対策・移住促進が原子力防災前の職務だった課長は、事故前の前職は楽しかったと口にしつつ、移住者から再稼働反対の明言を求められると市長の意向をたいしてか、言葉を濁しました

南相馬市から避難してきた市民は、桜井南相馬市長は、国が屋内退避を指示しているなか、市民の安全を第一に避難を指示した。市長による避難指示であったことから、南相馬市民は一部ではあるが自主避難では認められなかった補償が追認された現実がある。非常時には現場首長の現実的決断が市民を守るために重要。綾部市長も市民を守るため頑張してほしいと発言。

綾部市は避難困難な市民を守るために、外に向けて強く現実を訴えるべきであり、原発の是非でなく、この一点で再稼働に反対しても理解は得られると重ねて求め、予定時間を30分すぎて申し入れを終了しました。

以下、申し入れ書に続き、質問と回答を記します。

原子力災害時の避難と原発再稼働に関する質問書

日頃は、綾部市民の安全確保のためご尽力頂き、ありがとうございます、

さて、川内^{せんだい}原発に続き、高浜原発 3、4 号機の再稼働が日程に上っていることから、あらためて避難計画の実効性について、また、再稼働の是非について質問いたします。

❖ 避難について

貴職は、2013年4月に公開された兵庫県実施の汚染予測図をご承知でしょうか。これによれば、風向きによっては、60km離れた篠山市も167 mSvの高い線量で被曝しますが、この線量はIAEA基準の安定ヨウ素剤服用レベルである50mSvの3倍を超えています。さらには100キロ離れた神戸市も安定ヨウ素剤の服用地域となります。また、滋賀県の汚染予測でも、京都府南部まで100～500 mSvの被ばくをするという予測が示されています（いずれも1歳児の7日間の甲状腺被ばく線量）。

しかし、綾部市の避難計画は、相変わらず30キロ圏内の市民は30キロ圏外の綾部市域へ避難することが基本になっています。これで過酷事故から市民の安全が守れるでしょうか。何の科学的根拠もないUPZ(30キロ圏)の設定に依らず、シミュレーションに基づいて、実効性のある避難計画が必要です。

さらに、広域避難先である京都府南部や兵庫県の各市町は、自らが被ばくすれば避難民の受け入れはできないと言っていますが、ご存知でしょうか。綾部市民が避難を始めても受け入れ先がなく、そのまま路上の難民となる可能性が高いのです。

京都府は、国の基準が示されないことから、避難中継所の設定も、除染とそれによって発生する汚染水の処理も具体化できないと言っています。府の説明によれば、投入できるバスの台数も1週間で350台(1台に30人収容)に限られ、1mSvを超えて被ばくする場合の運転要員も確保できません。

兵庫県知事は、篠山、神戸まで、最短2時間でプルームが到達すると答弁していますが(昨年2月の県議会)、綾部市は篠山市より原発に近いうえ、私たちの避難は、福井県民が避難してから段階的に避難するとされています。これでは被ばくしながらの避難ではありませんか。

国は、迅速な避難と安全確保の両立が不可能なことから、安全を切り捨て、安定ヨウ素剤服用基準の6倍(300mSv)に相当する汚染レベル以下なら除染を省略しようとしています。これでは被ばくした者の安全を確保できず、避難経路や避難先にも汚染を広げ、避難先での差別も生じかねません。

避難先については、上記のように「避難先も被ばくする」という問題にとどまらず、避難所の多くが危険区域に設定され違法状態のままとなっています。

昨年8月の大雨と9月2週連続の台風襲来で、綾部市を含む丹波広域が被災し、特に、綾部市に隣接する丹波市市島地区は、山腹崩壊によって土石流が発生し、家屋が流失するなど甚大な被害に見舞われました。過去30年間に例を見ない「激甚災害」に対して出される「特別警報」が珍しくない今日、土砂災害の危険区域にある避難所などもってのほかです。

また、避難先の住環境にも深刻な問題が隠れています。たとえば、綾部市の避難先である、たつの市の「揖保川ときめきセンター」は、土砂災害の危険区域にあるだけでなく、老朽化しているため冷暖房装置の修理ができないうえ、電化製品を使えば全館の電源が切れる建物です。暖房もなく、調理もできず、トイレも圧倒的に不足しています。

この避難所の一人当たりの床面積は3.4㎡だと、たつの市担当者は述べていますが、階段やトイレまで含めた床面積を3.3㎡で割っただけの机上の計算であり、通路も考慮されていません。市民が使用可能な面積を計算してみると、実際には一人当たり2.2㎡しかなく、手荷物を置けば横になることも困難です。このようなところが1,200人も綾部市民の避難先であることはご存知でしょうか。

綾部市民約660名の避難先となっている^{しそ}栗市の避難所「河東ふれあいセンター」等7カ所も土砂災害警戒区域にあります。

また、避難先が運営してくれるのは3日間だけで、あとは綾部市職員と住民に委ねられます。避難所の運営は施設ごとに具体化されているのでしょうか。限られた人員で対応できるのでしょうか。

避難計画によれば、避難後2ヵ月をめどとして二次避難所に移り、生活再建を始めなければなりません。原則として元の居住地に帰る、もしくは京都府内のどこかに移ることとなっています。福島避難者の現実を考えると、このような帰還が可能だと誰が言えるのでしょうか。人たるにふさわしい住環境や補償、生活再建が約束されるのでしょうか。

前回申し入れの際、綾部市は、上林地区の住民は家屋倒壊などによって府道1号線がふさがれ、避難できなくなるかもしれないと回答されましたが、今日に至るまで改修、バイパス化の予算はつかず、危険は除去できないままとなっています。避難できない住民がいるのに避難計画ができたとは到底言えないのではないのでしょうか。

◆高浜原発再稼働について

昨年12月17日、原子力規制委員会は高浜原発3・4号の審査書案を出し、まもなく「審査書」を確定し合格証を与えようとしています。しかし福島事故の解明もできないまま審査基準を設けても、再発防止にはつながらず、田中委員長自身が、合格しても安全だとは言えないと言っています。

高浜原発3、4号機の再稼働は、プルサーマルを前提としています。猛毒のプルトニウムを含むMOX燃料を使用することから、安全余裕が小さくなり、過酷事故時には、ウラン燃料のみのケースと比較して死者が2倍になるという試算もあります。プルサーマルについては福島事故後、審査基準がないことを規制庁が認めています。これでどうやって安全を確認したのでしょうか。

また、使用済みのMOX燃料はもって行き場が無く、高浜原発敷地内に留め置かれます。通常の核燃料よりはるかに長期間の監視が必要であり、周辺住民にとってあらたな脅威となります。

高浜原発では、基準地震動の設定にあたって、世界の地震の平均で求めた入倉式によって地震の規模を想定していますが、日本だけの地震の平均を基にした武村式では、入倉式の4.7倍の地震規模となります。日本固有の地震を反映した武村式を、関電は津波想定で用いながら地震動評価では用いず、地震動が過小評価となっています。その理由は、武村式では原発の耐震性を上回るため、という以外に説明が付きません。

さらに、事故から4年になろうとしている中で、深刻さを増している福島原発の汚染水ですが、

高浜原発の審査では、汚染水対策の設備は放水砲とシルトフェンスだけで、今後「方針を立てる」ことを確認しただけでよしとされています。このほか、フィルター付きベント装置も、指揮所となる免震事務棟もないまま合格とされただけでなく、関電は 40 年経過した老朽原発である 1 号、2 号機さえも動かそうとしています。

仮に事故が起きないと想定した場合でさえ、使用済み核燃料が増え続け、まもなく保管プールがいっぱいになります。福井県は、満杯になれば福井県から運び出し、近隣自治体が保管するよう求めている、京都北部が保管先になる可能性があります。再稼働を認めることは、核のごみを引き受けることにつながっています。

以上のことから、再稼働が始まれば過酷事故を防げず、私たちは故郷を追われ、避難先さえ確保できない被ばく難民となることが十分に予想されます。よって次の通り質問いたします。

【質問事項】

- ① 12 月 25 日、関西広域連合が国に出した 7 項目の申し入れには京都府・京都市も名を連ねています。この申し入れは、京都府下の基礎自治体である綾部市も支持すべきであると考えますが、いかがですか。

【回答】関西広域連合が申し入れた 7 項目は、綾部市も主張してきたところであり、賛同する。

- ② 同意権を放棄した、関電との安全協定締結の動きは、上記申し入れからわずか 1 ヶ月での逸脱であり、これに同調することは、綾部市民や関西広域連合の他の自治体に対する背信ではありませんか。

【回答】平成 13 年に連絡協定が結ばれたが、今回これに加えて再稼働にあたっての事前説明や現地確認などを可能にする協定締結にこぎつけた。府と 7 市町に関電を加えた地域協議会が発足し、関電にもの言えるようになった。隣接自治体よりも踏み込んだ内容であり、一步前進した。

- ③ 再稼働に関して住民説明会を開き、規制庁に説明を求めるべきではありませんか。

【回答】今朝、新聞報道で規制委員会田中委員長が、30 キロ圏自治体からの要請があれば住民説明会に出向くと発言したことを知り、住民説明会を開くよう、府を通して規制庁に要請した。国は、審査の内容を住民に説明する必要がある。

- ④ 広域避難先、特に避難先が確定している兵庫県の避難先を市民に周知しようとししないのはなぜですか。

【回答】綾部市が避難計画を改定したタイミングと、広域連合のマッチングが進んだのと、タイミングが合わず、広報の機会を逃した。伏せておくことではないので公表する。南への避難先も具体化が進んでいるので、これと併せての公表になるかもしれない。

- ⑤ 広域避難先が、自らが被ばくすれば、受け入れできないとしていることを知っていましたか。

【回答】複合災害においても、受け入れ先自治体が被災すれば受け入れできない。徳島県とのマッチングも考えていくべきだ。和歌山県の田辺市と原発災害に特化した相互応援協定を締結し、茨城県の笠間市や北海道とも応援協定を結ぶなど、近畿外でも市独自の避難先確保を進めている。

- ⑥ 避難に要する時間と手段をどのように想定していますか。このような想定なしに、市民を被ばくから守ることが出来ますか。

【回答】府の試算では最短で 14 時間 50 分だった（バスが半分、鉄道を使わないという設定）

- ⑦ 避難先施設の現実を、足と目で確かめられましたか。外見だけでなく、実際の暮らしを考えて検証されましたか。

【回答】現地確認まではしていない。避難先は物資、人員の輸送、環境、等を総合的に考慮して選定すべきだ。

- ⑧ 土砂災害の危険区域にある、たつの市の1ヵ所及び宍粟市7ヵ所の避難所は、見直しを進められますか。

【回答】避難先の見直しは、市町間の直接の協議ではなく、関西広域連合によって総合的に行うべき。安全確保上は危険区域ではない施設が望ましい。他の市町への振り替えが必要になることも考えられる。

- ⑨ 市内避難所で、危険区域に設定されているところはありませんか。

【回答】平成24年から奥上林を手始めに見直しが進んでいる。今のところイエローゾーンにかかるところはあるが、レッドゾーンにはない。

- ⑩ 避難先の自主運営について、どのような計画を立てておられますか。

【回答】3日程度で、運営が避難先から避難元に切り替わることは承知している。離れた土地で、行政サービスも維持しなければならないので、職員だけではならず、共助・公助を組み合わせる必要がある。

- ⑪ 京都府は、避難中継所の候補地は7ヵ所、駐車場は4ヵ所としていますが、綾部市内ではどこに設けられますか。

【回答】中央公民館（市民グラウンド）と工業団地交流プラザが候補地である。駐車場については除染済みの車と汚染された車を区分することが必要だ。

- ⑫ 上林地区は避難できないという恐れがある以上、綾部市は現状での再稼働に反対であると表明すべきではありませんか。

【回答】綾部市としても繰り返し予算化を求めている。再稼働反対を意思表示せよという要請は市長に伝えるが反対の表明は簡単ではない。福島事故の解明もまだであり、時期はともあれ原発は最適なエネルギーではなく、中長期的には原発に依存しないことは国民的合意だと思うが、廃炉や使用済み核燃料の管理、再生エネルギーの開発、火力の削減、節電を含むエネルギー確保など総合的に考えることが必要だ。

- ⑬ 前回の質問で、綾部市は、家庭動物は避難先にシェルターを設置して保護すると回答されましたが、変わりありませんか。バスによる避難と自家用車による避難とを問わず、動物の同伴は保証されますか。

【回答】府とも相談し、避難先で柵を設けるなどして家庭動物の保護を考えていきたい。

この後、項目ごとに質疑を行った。主な発言は次のようでした。

★安全協定について

同意権をもたず「目前の再稼働に対してではなく、再稼働して事故が起きてから発言する権利」という内容が理解できない。

締結してからの説明ではなく、締結前に住民の声を聞くべきだ。パブリックコメントを求めるなど住民参加で考えるべきだ。

大阪府も、30 キロ圏内の滋賀県高島市も、立地自治体並みの同意権を含む協定が必要だと言っている。

関電にしがみつくと必要はない。広域連合の申し入れにも、事業者との協定によらずとも申し入れができる法的仕組みを構築することも含まれている。

★市長決断

(南相馬からの避難者として) 南相馬市が市として崩壊せずにいるのは、桜井市長の決断のおかげだ。温かく受け入れてもらった綾部市に感謝している。山崎市長も頑張ってもらいたい。

★要援護者の避難について

肢体不自由者が綾部市には3,000 人いる。避難計画はどうなっているのか。→手揚げ方式によって1,900 人程度把握しているが、避難支援の必要度は障害の等級とは異なる。民生委員や、社会福祉協議会の協力を得て、府の支援センターと連携しながらさらに詳細把握と計画化に務めたい。

★避難時間について

最短14 時間50 分とする府の推計は、福井県の避難とあわせて考えなければならない。私たちの避難は福井が避難してからの段階的避難であり、福井県は移動時間を最短で11 時間としている(これにはバスが到着するまでの時間、スクリーニングや除染の時間などが含まれず、人口の1 割は取り残されている)。単純計算でも私たちの避難には1 日以上かかるのが現実だ。

★避難困難なのは奥上林だけではない。中上林にも、雪やがけ崩れで避難できなくなる集落が数多い。綾部市がこの事実を強く訴えていかなければ、都市部の人たちの判断材料とならない。

2015. 2. 8

綾部市民有志

原発なしで暮らしたい丹波の会

避難計画を案ずる関西連絡会